

高根沢町スポーツ功労者・スポーツ優秀選手表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本町のスポーツの振興に功労のあった者又は優秀な成績を収めた者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び対象)

第2条 表彰の種類及び対象は、次の表のとおりとする。

表彰の種類	表彰の対象
スポーツ功労者	本町在住の40歳以上の者であり、かつ、町のスポーツの普及発展に貢献し、各分野において功労顕著なる者で15年以上その職にあった者
スポーツ優秀選手	1 本町在住又は出身の者で、表彰年前年の9月1日から表彰年の8月31日までに次の成績を収めた個人又は団体 (1) 各種県大会での優勝 (2) 県予選を経て行われる各種関東大会への出場 (3) 予選を経て行われる各種全国大会への出場 2 個人への表彰は、次の区分において、同一種目当たり1度限りとする。 (1) 小学生 (2) 中学生 (3) 高校生 (4) 一般(大学生・専修学校生を含む)

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に認めた個人又は団体を表彰対象とすることができる。

(表彰者の推薦)

第3条 町スポーツ協会加盟専門部の長、町内の小学校・中学校・高等学校の長、各スポーツ少年団の指導者は、スポーツ功労者及びスポーツ優秀選手を推薦するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、スポーツ優秀選手の推薦は、自薦又は他薦によるものとする。

3 前2項の推薦は、推薦書(別記様式)を町長に提出して行わなければならない。

(選考委員会)

第4条 表彰を公平かつ適正に行うため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、町スポーツ協会役員及びスポーツ推進委員正副会長により構成する。

3 選考委員会の委員長は、町スポーツ協会会長をもって充てる。

(表彰者の決定)

第5条 選考委員会は、第3条の規定により推薦された者の中からスポーツ功労者及びスポーツ優秀選手を決定するものとする。

2 前項の決定は、選考委員会の会議により、出席委員の多数決により行うものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、年1回とする。

(表彰状及び記念品)

第7条 表彰者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

附 則

この規程は、平成元年10月1日から施行する。

この規程は、平成14年9月17日一部改正。

この規程は、平成20年9月2日一部改正。

この規程は、平成25年7月24日一部改正。

この規程は、令和元年7月25日全部改正。

この規程は、令和2年6月26日一部改正。

この規定は、令和7年6月10日一部改正。